

議員提出第43号議案

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月19日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「みなと総局」を「港湾局」に改め，同項第6号中「住宅都市局」を「都市局，建築住宅局」に改める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

理 由

市の職制改正に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市会委員会条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、
所管事項及び委員の定数)

(改 正 案)

第2条 略

2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のと
おりとする。

(1)～(4) 略

(5) 経済港湾委員会

経済観光局及びみなと総局の所管に属す
る事項

港湾局

(6) 都市防災委員会

危機管理室、住宅都市局及び消防局の所
管に属する事項

都市局、建築住宅局

3, 4 略